

譲渡契約書(里親)

譲受人()を甲とし、譲渡人(徳盛京子)を乙として、甲乙間で以下のとおり譲渡犬の所有権の譲渡に関する契約を締結する。

第1条(目的)

乙は下記の譲渡犬の所有権を本契約書の内容を甲が遵守することを条件に甲に譲渡するものとする。

犬種類	()	犬名	()
生年月日	()	性別	()
カラー	()		
マイクロチップNO	()		
健康状態・既往歴等	()		

第2条(譲受人の遵守事項)

甲は、以下の項目について遵守するものとする。

- 1, 前条の譲渡犬を生涯育成し、適切な食料・医療行為(※1)・生活環境(※2)を提供する。
※1 フィラリア予防・ノミダニ駆除・混合ワクチン接種・狂犬病予防接種
※2 室内飼い・夏場はクーラーにて室温調整・清潔保持(毎月1回のトリミング)
- 2, 犀傷、虐待、保健所への持ち込み、1か月以上の第3者への飼育の委託を行わない。
- 3, 失業、健康的問題などにより飼育が困難になった場合、速やかに乙に連絡をする。
- 4, 本契約日から1週間は毎日1回ライン動画にて近況報告をする。それ以後は毎月2回、1年経過後は毎年2回の近況報告をする。
上記以外に乙より譲渡犬について近況動画の依頼があった場合には速やかに動画を提供する。※近況報告は日付が分かるようにする。
- 5, 譲渡犬は譲渡人において、避妊・去勢手術を済ませた上で引き渡しとするが、その措置が未実地の場合、譲受人にて適切な時期に去勢・避妊手術を受けさせる。
- 6, 乙の事前の書面による承諾なく、譲渡犬について再譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならない。また、所有権を放棄してはならない。
- 7, 逃走防止のために管理を怠らない。万一逃走し、行方不明になった場合は速やかに乙に連絡をし、警察・保健所・動物愛護センターに届け出る。
- 8, 譲渡犬が死亡した場合、速やかに乙に連絡をする。本契約日から3年以内に死亡した場合には、獣医師発行の死亡診断書を乙に提出する。
- 9, 住所、連絡先の変更の場合には、速やかに乙に連絡する。
- 10, 本契約から約1カ月以上経過後も譲渡犬が新しい環境に順応できていないと乙が判断し、返犬要請があった場合は承諾する。順応出来ているか否かは自宅訪問や聞き取り情報などで乙が判断する。
- 11, 環境省{犬のマイクロチップ情報登録}にて、譲渡後1ヶ月以内に所有者変更の登録を行うこと。

第3条（譲渡人の遵守事項）

乙は、以下の項目について遵守するものとする。

- 1, 甲への所有権の譲渡に際し、避妊手術代金（一律3万円）・去勢手術代金（一律2万円）・及び歯のスケーリングをした際の費用は甲へ請求することができる。
- 2, 本契約日から7日間を飼育試験期間とし、この期間に甲から乙への所有権の返上要請があれば承諾する。
- 3, 本契約日から60日間に獣医師の診断により譲渡犬に事前に伝えられていない疾患が発覚した場合、甲から乙への所有権返上要請があれば承諾する。
- 4, 甲から乙への譲渡犬の所有権が返上された場合、犬のマイクロチップの情報登録の所有者を乙に変更することで、所有権が返上されたこととする。
- 5, 住所・連絡先の変更の場合には、速やかに甲に連絡する。

第4条（譲渡人の返還請求）

乙は、甲が第2条の事項を遵守していない場合、所有権の返還請求をすることができる。

また返還後の獣医による健康診断および治療が必要とされた場合にはその費用を請求できるものとする。甲は、それに従うものとする。ただし、乙が連絡先の変更連絡を怠り、甲が連絡できない状況となっていた場合はこの限りではない。

第5条（有効期間）

本契約の期間は、本契約日から譲渡犬の死亡、若しくは甲の所有権の消滅までとする。

ただし、死亡診断書の提出が定められている場合はその完了までとする。

第6条（準拠法、合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生する紛争については、沖縄地方裁判所を、第一審合意管轄と定める。

第7条（協議事項）

本契約に関する疑義又は問題が発生した場合、甲乙協議の上解決するものとする。

◆本契約書は2通作成し、譲受人・譲渡人がそれぞれ1通ずつ保管するものとします。

以上。

令和 年 月 日

譲受人（甲） 氏名：_____ 印
住所：_____
電話番号：_____

譲渡人（乙） 氏名：_____ 印
住所：_____
電話番号：_____